

令和 6 年度第 3 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 6 月 7 日（金）

令和6年度第3回農業委員会議事録

日 時 令和6年6月7日（金） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請の件
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (4) 南国市農用地利用集積計画の件
- (5) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 非農地証明願いの件

出席者（農業委員 18名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高 芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

17 番 垣内 育男

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

13 番 今井 まち

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平

3 番 門田 俊一

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

16 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

2 番 齋藤 喜美子

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

15 番 岡田 廣志

17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

5 番 高芝 澄生

8 番 武市 忠雄

会長	ただいまから第3回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和6年6月7日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。申請受理件数9件。申請受理面積、田5,333㎡、畑519㎡、計5,852㎡。まず初めに受付番号23号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号23号です。譲受人は44歳。申請地は、岡豊町中島と岡豊町小籠の田2筆で、計519㎡、おば二人から甥への贈与による所有権移転です。申請地は、4人の共有地になっており、今回、そのうちの2人からその持分2/4を贈与により取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要のない規模で耕作します。農作業は、共有者に父もいるため、本人と父とで共同耕作をします。取得後も、これまで同様、みかんを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。23号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室)
清岡次長	事務局、残りの案件をお願いします。 議案書は4ページになります。受付番号15号です。譲受人は75歳。申請地は、小籠の田で、730㎡、贈与による所有権移転です。県外に住む譲受人が高齢になり管理が難しくなったため、地元で管理を頼まれていたところが譲り受けるものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、野菜や果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。15号については以上です。 受付番号16号です。譲受人は65歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の畑、2筆で、計653㎡、売買による所有権移転です。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。高知市の自宅から通える距離で耕作に便利であり、周辺の樹木栽培者のアドバイスや、営農の研修を受けながら、耕作をします。譲受人は、噴霧器を所有しており、その他の機械は必要ない規模で耕作をします。農作業には本人が従事します。取得後は、これまで同様、柿などの果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。16号については以上です。

受付番号17号と18号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は48歳。申請地は、岡豊町八幡の田で、17号が賃貸借権の設定で2筆で計861㎡、18号が所有権移転で1筆、626㎡です。ここ数年、農地の貸借については、利用権設定が主流になっておりますが、17号はあえて、自動更新がされる農地法3条の権利設定をするものです。貸借の期間は許可日から3年間です。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は隣地で飲食店を営んでおり、譲渡人から賃貸または売買の話を受け、店舗で使用する野菜を栽培するため取得します。譲受人は、トラクターなどを所有しており、その他の機械は必要ない規模で耕作をします。農作業には本人と夫が従事します。農作業歴は5年です。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。17号18号については以上です。

受付番号19号です。譲受人は46歳。申請地は、西山の田、2筆で、2,147㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地の隣で耕作に便利であり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。19号については以上です。

受付番号20号です。譲受人は59歳。申請地は、物部の田59㎡、受付番号21号との交換による所有権移転です。かなり昔に畦畔で土地を直線にして土地を交換しており、登記簿上の境界と現実の境界が相違しており、将来的な営農継続に資するため、今回現状に合わせて、交換取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないため、田植えは機械をリースし、刈取りは作業委託します。農作業歴は30年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。20号については以上です。

受付番号21号です。譲受人は64歳。申請地は、物部の田59㎡、受付番号20号との交換による所有権移転です。かなり昔に畦畔で土地を直線にして土地を交換しており、登記簿上の境界と現実の境界が相違しており、将来的な営農継続に資するため、今回現状に合わせて、交換取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターは所有しておりますが、その他の機械は所有していないため、田植えや刈取りは作業委託します。農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。21号については以上です。

受付番号22号です。譲受人は40歳。申請地は、久礼田の田、198㎡、売買による所有権移転です。県外に住む譲渡人からの要望で、自宅の隣地で耕作に便利のため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要のない規模で耕作します。農作業には本人が従事します。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。22号については以上です。

7 会長	なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年6月7日、南国市農業委員会会長、濱田好典、申請受理件数1件。申請受理面積田0㎡、畑32.4㎡、計32.4㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号2号を説明します。議案書は7ページ、別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は久礼田の畑472㎡の内32.4㎡の一部転用で、自己所有地を墓地へ転用する計画です。申請人によりますと、現在の墓地が山間部にあり、墓参りが困難であるため自宅に近い申請地を選定したとのことです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他の農地であるため第2種農地に該当し立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙3ページです。配置は図の通りで、墓地を2基設置する計画です。造整計画は特になし。整地計画は砂利敷き。進入計画は隣接する市道から。排水計画については、自然浸透です。周囲の状況については、全て自己所有地であるため被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、墓地埋葬法の手続き中とのことです。担当課に進捗状況を確認したところ、現時点では許可見込みは立っていないとのことです。説明は以上です。こちらの案件については、他法令の許可見込みを条件付きとすることも踏まえ、ご審議をよろしく申し上げます。
会長	事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問はございますか？ (意見・質問なし) ないようでしたら、墓地埋葬法の許可見込みが立つことを条件とし許可相当という意見を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年6月7日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数2件。申請受理面積田449㎡、畑493㎡、計942㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	議案第3号を説明します。議案書9ページをお願いします。2023年度受付の67号です。別紙位置図は4ページをお願いします。こちらの案件は分家住宅の案件で昨年12月に申請があり、現地確認等も完了しておりましたが、総会前に本家の方が違法建

築状態であることが発覚し、分家住宅の要件での開発許可見込みが立たない状況であったため、開発許可見込みが立つよう事務局の方から補正指導を行っておりました。この度、本家の是正が完了したため、議案に載せさせていただいております。

では、内容の説明に移ります。申請地は小籠の田 449 m²、使用貸借権の設定により分家住宅への転用です。申請地の選定理由は近くに住む親族との相互扶助のためとのことです。農地区分は、10ha 以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画は別紙5ページです。配置は図の通りです。造整計画については、表土を20センチ切り取りその後良質土を約50cm盛土します。整地計画はコンクリート及び碎石敷き。進入計画は西側市道から。排水計画は、雨水は排水管を通し西側市道側溝に排水、汚水は浄化槽を通じて雨水同様、西側市道側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側市道、南側申請人所有農地、北側本家であり、隣接農地から同意書を得ていることから被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、開発許可見込み有であること、排水及び進入に伴う占用許可を手続き中で許可見込みがあることを確認しております。

続きまして、2024年度受付の10号です。別紙位置図は6ページをお願いします。申請地は十市の畑 493 m²、所有権の移転により農業用資材置場への転用です。申請地の選定理由については、申請人は申請地の南側周辺にて耕作しておりますが、近隣に農業用資材を置く場所を有しておらず、非効率であるため、棚田状かつ一部法面で耕作放棄地であった申請地を選定したとのことです。農地区分は、10ha 以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用できない農地ですが、不許可の例外である、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当するため立地基準を満たします。次に、申請人より提出のある通行承諾書について説明します。別紙の7ページをお願いします。申請地に進入する際に図の通り第三者の土地を通行するとのことで、それぞれの所有者から通行承諾を取得しております。申請地の西側にも通路がありますが、幅が1mほどしかなく、農機具を運ぶことが困難であるため、図のように進入するとのことです。続いて土地利用計画について説明します。別紙の8ページをお願いします。配置は図の通りで、いずれの資材も野積みしてブルーシートで被うとのことです。造成、整地計画は特になし。排水計画は、地下浸透です。周囲の状況については、東側宅地、西側宅地、南側宅地、北側同意のある農地であり、隣接農地から同意書を得ていることから被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、許可不要であることを確認しております。説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

	はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年6月7日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。事務局説明をお願いします。 議案第4号、農用地利用集積計画について説明します。受付番号69号、70号、71号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は稲生の田5筆と、片山の田6筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。 72号です。借人は、43歳。申請地は、岡豊町吉田と小籠の田2筆で、5年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 73号です。借人は、50歳。申請地は、堀ノ内と立田の田4筆で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 議案書14ページ、74号です。借人は、50歳。申請地は、金地の田4筆で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 ここからは、相対の利用権設定になります。75号です。借人は、43歳。申請地は、能間地区で進められている国営圃場整備事業地内の農地になります。事業担当課である当市農地整備課に確認したところ、申請地はすでに工事を完了しており、今月中にはハウス建設の予定とのことでした。換地処分を終え、登記完了するのは令和8年度の予定で、それまでの所在・地番については、このような土地の表示になるということです。備考欄にはそれぞれの従前地の地番を記載しております。期間は15年の賃貸借権を設定し、シシトウを作るということです。賃料は1年目が10aあたり10,000円、2年目以降が10aあたり50,000円を振込するというものです。 76号です。借人は、27歳。申請地は、大桶の田5筆で、3年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、5筆で10,000円を現金で支払うというものです。 77号です。借人は、64歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の使用貸借権を設定して、ニンニクを作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に

穂積主査	送付してよろしいか審議を願います。令和6年6月7日、南国市農業委員会会長、濱田好典、申請受理件数1件、申請受理面積、田1,897㎡、畑0㎡、計1,897㎡。こちらの案件は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。 議案第5号を説明します。議案書17ページ、別紙は9ページです。申請地は岡豊町小蓮の田2筆1,897㎡で、資材置場として許可を得ておりました。変更点は2点です。一つ目は元々申請地西側の境界まで造成する計画でしたが、50cmほど引く計画となりました。2つ目は元々工期が許可後3か月でしたが許可後6か月への変更です。理由としては、転用許可後に隣接農地所有者からの要望があったためとのことです。計画の変更に伴い、工事が遅れたため本申請に至りました。変更前後の図面を別紙10から11ページに載せてありますのでご覧ください。10ページが変更前、11ページが変更後の図面です。少し分かり辛いですが、変更後の方は西側の敷地を50cm引いております。最後に、本来であれば元々の工事の完了日である4月16日までにこちらの変更申請の許可を得る必要がありましたが、申請人の失念により抜かっておりましたので始末書の提出があります。別紙の12ページをご一読ください。説明は以上です。変更申請を認めてよいか審議をお願いします。
会長	事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 (午後2時30分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年7月8日

会 長

濱村 好典

議事録署名委員

高 芝 澄生

議事録署名委員

武市 忠雄